佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託 (障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者) 仕様書

1 業務名

佐久広域連合障害者相談支援センター相談支援業務委託(障がい児・身体障がい者・知的 障がい者・精神障がい者)

2 業務の目的

佐久圏域の障がい児・障がい者が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、障がい児・障がい者の相談を関係市町村、県及び関係機関等と連携を図り、障がい児・障がい者の自己決定に基づく地域生活を効果的に支援することを目的とする。

3 佐久広域連合障害者相談支援センターの構成

佐久広域連合障害者相談支援センター事業実施要綱(平成24年2月8日告示第3号)(以下「センター事業実施要綱」という。)に規定する事業の一部を、指定一般相談支援事業所・特定相談支援事業所を運営する事業者(以下「受託事業者」という。)へ委託し、佐久広域連合と受託事業者との協働体制により佐久広域連合障害者相談支援センター(以下「センター」という。)の事業を実施する。

4 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで(5か年間)

契約締結日から令和6年3月31日までの期間を業務引継ぎ期間とする。

なお、業務引継ぎに関しては佐久広域連合と調整のうえ行うものとし、業務引継ぎに要する経費は、受託事業者の負担とする。

5 専門職員の業務種別と相談支援対象者

	専門職員の業務種別	相談支援対象者
(1)	相談支援業務(障がい児)及び機能強化	・佐久圏域11市町村に住所を有する障がい児及びそ
		の家族等
		・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者
(2)	相談支援業務(身体障がい者) 及び機能強化	・佐久圏域11市町村に住所を有する身体障がい者及
		びその家族等
		・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者

	相談支援業務(知的障がい者) 及び機能強化	・佐久圏域11市町村に住所を有する知的障がい者及
(3)		びその家族等
		・前号に掲げる者のほか、広域連合長が認める者
(4)	相談支援業務(精神障がい者) 及び機能強化	・佐久圏域11市町村に住所を有する精神障がい者及
		びその家族等
(1)	TZ イド社然会に3会 //2	いての家族寺

なお、必要に応じ、当該区域・障がい種別を越えて業務を行うことがある。

6 活動区域

- (1) 佐久圏域11市町村(小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡)
- (2) 必要に応じ、上記(1) の区域を越えて業務を行うことがある。

7 専門職員の要件等

(1) 専門職員を担う者の人数及び要件

専門職員の業務種別	人数	要件
相談支援業務 (障がい児) 及び 機能強化	1名	談支援専門員の資格を有し、かつ主任相談支
相談支援業務(身体障がい者) 及び機能強化	1名	援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保健師、公認心理師、サービス管理責
相談支援業務(知的障がい者) 及び機能強化	1名	任者のうち、1つ以上の資格を有する者
相談支援業務(精神障がい者) 及び機能強化	1名	※上記要件は、本業務公告日(令和 5 年 10 月 12 日)時点において満たしている者であること。

(2) その他留意事項

- ア 専門職員は常勤かつ専従で本業務に従事するものとし、本業務時間帯において本業 務以外の業務を兼務してはならない。
- イ 専門職員が産前・産後休暇、育児休暇、また30日以上の病気休暇等取得する場合 は速やかに代替職員を補充すること。
- ウ 専門職員は支援の継続性、スキルの向上及び圏域課題への対応等の観点から同一者による複数年の配置に努めるものする。なお、年度による交代にあたっては、上記(1)の要件を満たした者であることで可とする。この場合の要件を満たす時点は、当該年度の4月1日とする。
- エ 上記イを理由とする以外の年度途中の交代は原則認めない。

8 佐久広域連合における職員配置と職務内容

所 長(1名)	・センター業務の統括
事務職員 (2名) [相談支援係長1名、機能強化 コーディネーター1名] 看護職員 (1名) [医療的ケア児等コーディネーター] 手話通訳者 (1名) 【福祉課 (1名)】 [ピアカウンセラー1名]	・佐久圏域障害者自立支援協議会の運営等に関すること ・機能強化コーディネーター業務に関すること ・医療的ケア児等コーディネーター業務に関すること ・手話奉仕員養成研修及び要約筆記講座に関すること ・ピアカウンセリングに関すること ・センターの事務に関すること等

9 業務場所

名 称	佐久広域連合障害者相談支援センター	
場所	佐久市取出町183番地 佐久市振興公社ビル1階	

10 業務内容

- (1) センター事業実施要綱に規定する、事業のうち以下の業務を実施するものとする。 ア 相談支援に関する事項
 - (ア) 福祉サービスの利用援助に関すること
 - (イ) 社会資源を活用するための支援に関すること
 - (ウ) 社会生活力を高めるための支援に関すること
 - (エ) 専門機関の紹介に関すること
 - イ 基幹相談支援に関する事項
 - (ア)総合的及び専門的な相談支援の実施に関すること
 - ⑦障がい者の種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な指導、 助言
 - (イ) 地域の相談支援体制の強化に関すること
 - ⑦市町村及び地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
 - ①市町村及び地域の相談支援事業者の人材育成(研修会の企画、運営等)

 - (ウ) 地域移行及び地域定着の促進に関すること

- ⑦地域生活を支えるための体制整備に係る調整、会議等への参画
- (エ) 権利擁護のために必要な支援に関すること
- ⑦障がい者差別解消の普及及び取組等
- ⑦虐待防止推進のための取組等
- (オ) 佐久圏域障害者自立支援協議会の運営等に関すること
- ⑦佐久圏域障害者自立支援協議会事務局の運営への参画
- ①地域生活支援拠点等の整備に関すること
- ⑦地域課題の解決に向けた地域のサービス基盤の整備
- (円福祉計画等の進捗把握

(2) その他留意事項

- ア 佐久広域連合関係市町村の障がい福祉行政の運営にあたって、佐久広域連合がセンターにおいて実施する必要があるものと判断し、本業務により実施する必要が生じた業務
- イ 国の制度改正等に伴いセンターにおいて実施する必要が生じ、本業務により実施 する必要が生じた業務
- ウ 上記ア、イに関する事項及び、本業務分担の見直しの必要が生じた場合には、佐久 広域連合と受託事業者で調整を図るものとする
- エ 前号イに関する事項(基幹相談支援に関する事項)については、佐久広域連合職員 との協働により実施するものとする

11 業務の日時

(1)業務日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日

(2)業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) その他
 - ア 佐久広域連合が相談業務等に必要と認めた場合は、上記以外の業務日、業務時間と することができる
 - イ 地域生活支援拠点等整備における緊急時一時入所支援事業(佐久圏域くらし支え あいネット)による夜間等の専用回線による携帯電話当番(週1回程度)とその対応 (相談等)に関する業務を佐久広域連合職員との協働により行うものとする。

12 施設に関すること

(1) 佐久広域連合による設備

「個人使用]

事務用机、事務用椅子

[共同使用]

書類キャビネット、ロッカー、インターネット・メール対応パソコン、プリンター、 コピー機、電話機、ファクシミリ機、携帯電話機(緊急時一時入所支援用)

(2) 受託事業者による設備

パソコン、携帯電話機(業務用)、車両

(3) その他、センター運営に必要な備品は、佐久広域連合が配置するものとする。

13 委託料

事業に必要な経費として後日締結する契約書による方法により予算の範囲内において 委託料を支払う。

委託料 人件費、事務費(職員旅費、消耗品費、車両燃料費、車両点検料等、携帯電の経費 話通話料、健康診断料、事務機器リース料等、研修会参加負担金等)

14 計画及び実績等の報告

受託事業者は、後日締結する契約書に定める実施計画書・収支予算書・実績報告書及び収支報告書を佐久広域連合に提出し、それぞれ承認及び確認を受けなければならない。

15 記録の整理及び秘密の保持

- (1) 適正な業務の執行を図るため、次により相談記録等を整備しておかなければならない。
 - ア 業務計画 週及び月ごとの計画を立て、勤務の予定を明らかにしておかなければ ならない。
 - イ 勤務日誌 勤務した日について日誌を作成し、勤務内容(相談実績等)を明らか にしておかなければならない。
 - ウ 支援台帳 相談内容について、個人ごとの支援台帳を作成し、整理しておかなけ ればならい。
- (2) 本業務に従事する者は、事業の実施にあたって職務上知り得た相談者及び家族等に関する個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

16 特記事項

この仕様書に疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、佐久広域連合並びに受託事業者において協議のうえ定めるものとし、他の受託事業者にも関する事項については共有する場合がある。